

開設のしおり

—— 美容所 ——



令和6年4月

名古屋市

はじめに

美容師法には、次のように定められています（抜粋）。

「美容師でなければ、美容^{◆1}を業^{◆2}としてはならない。」

「美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。^{◆3}」

「美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、管理美容師その他の従業員の氏名その他必要な事項をあらかじめ届け出なければならない。」

「美容所の開設者は、その美容所の構造設備について検査を受け、その構造設備が第13条の措置^{◆4}を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。」

このしおりでは、美容師法に従い、名古屋市内で美容所を開設して営業を始められるようになるまでの手続きや、営業開始後に遵守すべき主な法定事項等を説明します。

◆1 美容

○美容師法における「美容」とは、パーマ、結髪、化粧等^{*}の方法により、容姿を美しくすることをいいます。

※カッティング、まつ毛エクステンション、染毛も含まれます。また、その他の方法でも容姿を美しくするために用いられるものは美容に該当する可能性があります。個々の施術が美容にあたるか否かは保健センターにお問い合わせください。

◆2 美容の業

○美容師法における「業」とは、反覆継続の意思をもってなされ、かつ、その行為が社会性を有していると認められるものをいいます。

たとえ限られた期間中だけであっても、複数の方に美容を施すつもりであれば「反覆継続の意思をもって」と認められます。

また、原則として家族以外の方に美容を施す場合は「社会性を有している」と認められます。たとえば従業員のみを対象とする、いわゆる福利厚生施設としての美容所であっても社会性を有していることとなります。

なお、業という対価を徴収する（お金を受け取る）ことをイメージされがちですが、お金を受け取らなくても「反覆継続の意思」「社会性」があれば業にあたり、美容所以外では原則として禁止されていますので、ご注意ください。

◆3 出張美容

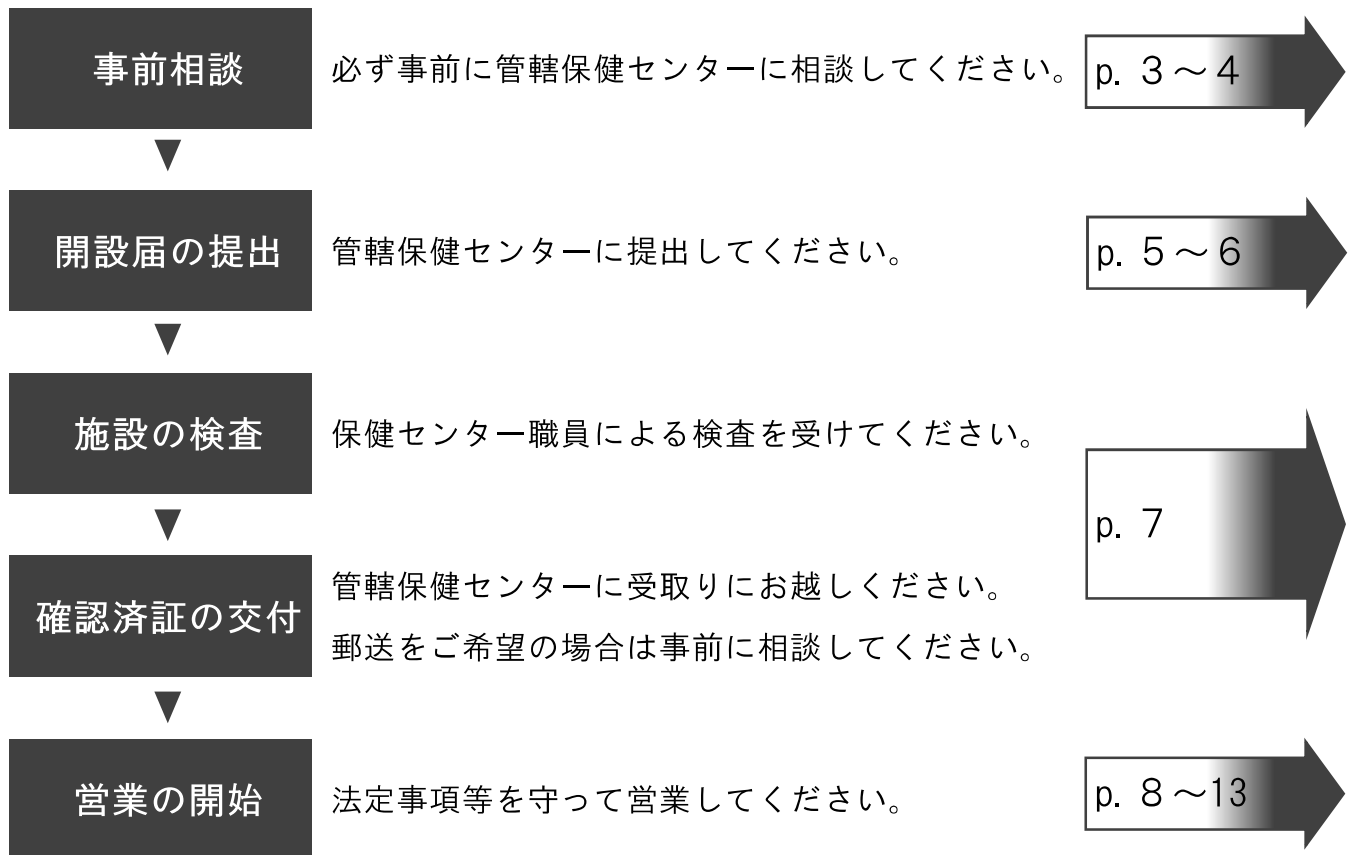
○美容所以外の場所における美容は原則として禁止されていますが、政令で定める特別の事情がある場合は、美容所以外の場所で美容ができます（いわゆる「出張美容」）。

出張美容については、p. 14 をご覧ください。

◆4 第13条の措置

○p. 3の「美容所の基準」をご覧ください。

営業開始までの手続き



事前相談

○美容所の基準がありますので、図面等を持参して、事前に管轄保健センターの環境薬務課（p. 15 参照）に相談してください。

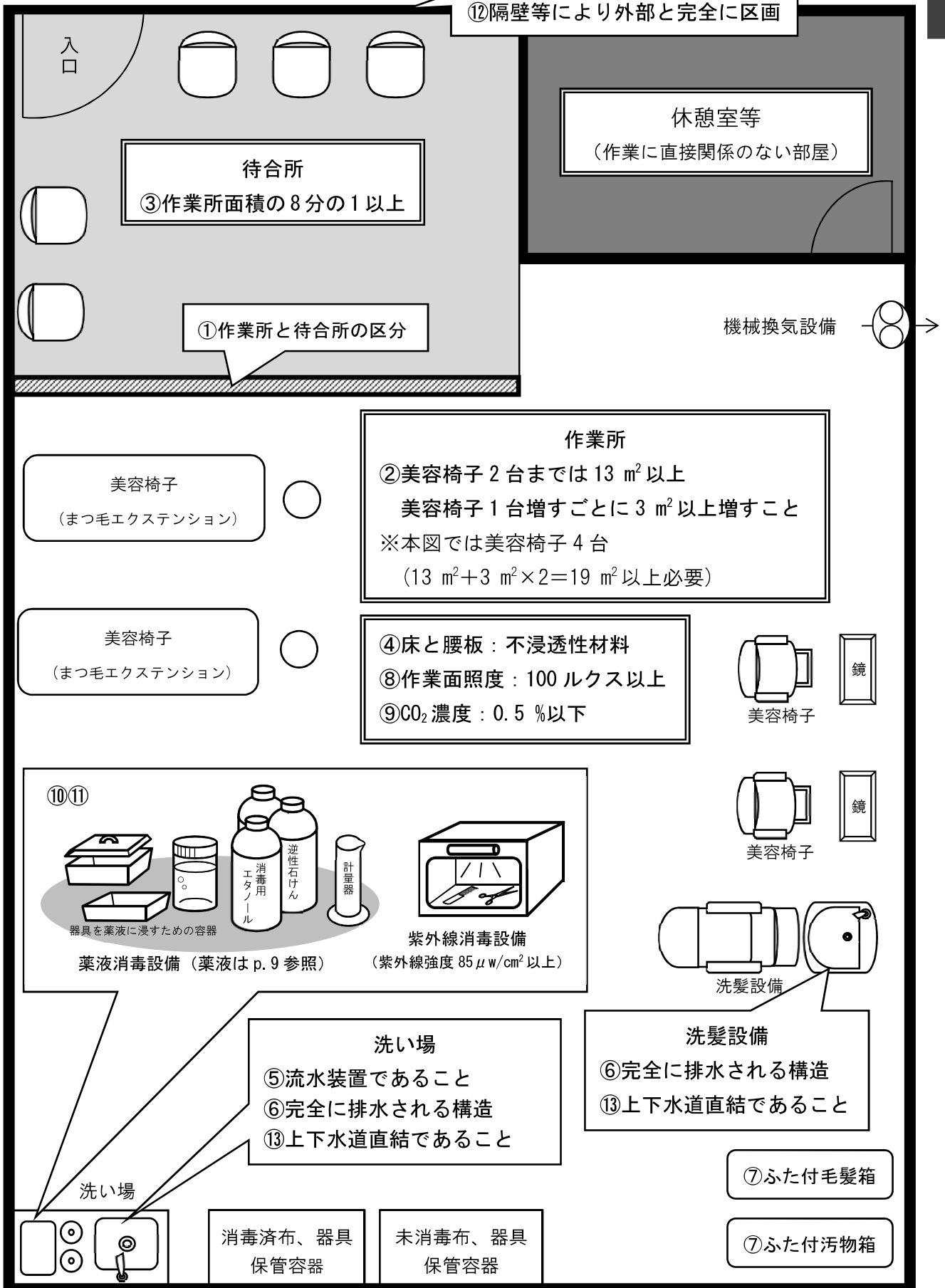
内は本市指導基準

美容所の基準

- ① 美容所には、美容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と待合所とを区分して設けること。
- ② 作業所の床面積は、美容椅子 2 台までは 13 m²以上とし、美容椅子 1 台を増すごとに 3 m²以上増すこと。
- ③ 待合所の床面積は、作業所の床面積の 1/8 以上とすること。
- ④ 床及び腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- ⑤ 洗場は、流水装置とすること。
- ⑥ 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- ⑦ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。
- ⑧ 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。
- ⑨ 美容所内の空気中の炭酸ガス濃度を 0.5%以下に保つこと。
- ⑩ 皮膚に接する器具を消毒する設備は、その器具に応じた適切な消毒ができるよう設備すること。

- ⑪ 美容所は、薬液消毒及び紫外線消毒の設備を備えること。
- ⑫ 美容所は、隔壁等により外部と完全に区画されていること。
- ⑬ 洗い場及び洗髪設備は、上下水道に直結していること。

美容所の構造設備の一例（上から見た図）



開設届の提出

- 管轄保健センターの環境薬務課（p. 15 参照）にて受け付けています。
- 開設届は、営業開始予定日の7日前（営業開始予定日までに複数の祝日や年末年始を挟む場合は、2週間前）には提出するようにしてください。
- 今後の連絡に必要なため、日中に連絡が取れる電話番号を保健センターの担当職員にお伝えください。
- 現に営業している美容所の開設者から営業を譲り受けた場合は、承継届^{◆12}の提出（p. 11 参照）が必要となります。

開設届提出の際に必要な書類等一覧

□ 開設届^{◆5}

【併せて提出する書類】

- 美容所の構造及び設備の概要^{◆5}
- 付近見取図^{◆5}
- ビル、複合商業施設等の建物の一部に美容所を開設する場合は、当該美容所を開設する階における当該美容所の位置を明示した書類
- 平面図及び機械器具等の配置図^{◆6}
- 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書^{◆7}（おおむね3か月以内のもの）
- 管理美容師を置く場合^{◆8}は、その資格を証明する書類
 - ☞ 管理美容師資格認定講習会修了証書^{◆9}の原本とそのコピー（モノクロ可）1枚を両方とも持参してください。原本とコピーを照合した後、原本は返却し、コピーのみ収受します。
- 開設者が外国人の場合は、住民票の写し
 - ☞ 住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもので、かつ、個人番号が記載されていないものを添付してください。

【その他必要な書類等】

- 美容師免許証^{◆9}の原本（確認後、返却します。）
- 検査手数料 現金 16,000 円（現金以外による納付はできません。）

届出等の様式は、管轄保健センター窓口に加え、名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp>）にも掲載しています。

名古屋市公式ウェブサイト 美容所 開設届

検索



◆ 5 開設届、美容所の構造及び設備の概要、付近見取図

- 管轄保健センター窓口に様式及び記入例をご用意していますので、記入例を参考に必要事項を記入等してください。
- 電子ファイルから作成されたい場合は、市公式ウェブサイトに掲載されている電子ファイルをダウンロードして必要事項を入力の上、A4 用紙に印刷してご提出ください。

◆ 6 平面図及び機械器具等の配置図

- 管轄保健センター窓口に様式及び記入例をご用意しています。なお、お手持ちの建築図面等のコピーに必要事項を記入して添付すれば、様式に記入する必要はありません。追記すべき必要事項については、建築図面等の状況により異なりますので、事前にご相談ください。

◆ 7 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書

- 医師に「結核、皮膚疾患の有無」についての診断及び診断書の作成を依頼してください。（現在、「その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患」はありません。）
- 診断書の様式は、結核、皮膚疾患の有無に関する記載があれば、医療機関で通常使用されている様式等、任意の様式で差し支えありません。
- 皮膚疾患の有無については、特に感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹、単純性疱疹、頭部白癬、疥癬等）の有無を医師に確認してもらうようにしてください。
- 美容師の免許登録に必要な診断書とは診断項目が異なります（精神の機能の障害に関する事項）のでご留意ください。

◆ 8 管理美容師の設置

- 美容師である従事者の数が常時 2 人以上である美容所の開設者は、美容所ごとに、管理美容師を置かなければなりません。
- なお、同一人が同時に 2 以上の美容所の管理美容師になることはできません。

◆ 9 美容師免許証、管理美容師資格認定講習会修了証書

- 美容師試験、免許証の交付・再交付、管理美容師資格認定講習会・修了証書に関することは名古屋市では取り扱っていません。下記にお問い合わせください。

(公財) 理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
 名古屋市中区栄 5-27-14 朝日生命名古屋栄ビル 5F 電話番号 052-684-5657

施設の検査

- 開設届が受理されて施設が完成した後、保健センターの担当職員（環境衛生監視員）が検査に伺います。
- なるべく早めに検査希望日時を保健センターの担当職員に伝え、検査日時を予約してください（開設届提出時に予約していただくことが望ましいです。）。なお、保健センターの担当職員に先約が入っている場合は、希望通りの日時に検査に伺うことはできませんので、あらかじめご承知おきください。
- 検査で基準に適合していると認められなかった場合は、そのままでは営業が開始できません。改善後に再度検査を受ける必要があります。

施設
検査の

確認
済証
の
交付

確認済証の交付

- 施設の検査と所定の審査を経て「その構造設備が美容師法第13条の措置を講ずるに適する旨の確認」を受けることができた場合は、確認済証を交付します。
- 確認済証が出来上がり次第、保健センターの担当職員が電話で連絡しますので、管轄保健センターの環境業務課（p.15 参照）の窓口までお越しください。
- 郵送による交付をご希望の場合は、開設届の提出時に、返信用封筒（必要な額の切手を貼付し、宛先を記載した追跡可能なもの（レターパックプラスを推奨））をあわせてご提出ください。
- 法令上、確認済証の保管・掲示義務はありませんが、再交付ができませんので、大切に保管しておくことをお勧めします（確認を受けた美容所であることの証明が必要なときは、管轄保健センターで確認済証とは別の証明書（手数料 300 円）を発行します。）。

営業の開始

- 美容所を衛生的に保持することを常に心掛け、特に次のことがらを守ってください。
- これらのことがらが守られているか、定期的に保健センターの担当職員（環境衛生監視員）が立入検査に伺います。なお、日常の状況を確認するため、原則として事前連絡は行いません*。

内は本市指導基準

- 1 皮膚に接する布片及び器具は、これを清潔に保つこと。
- 2 皮膚に接する布片は、客 1 人ごとにこれを取りかえ、皮膚に接する器具は、客 1 人ごとにこれを消毒すること◆¹⁰。
- 3 清潔な作業衣を着用し、かつ、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- 4 手指の爪を短くし、客 1 人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。
- 5 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客 1 人ごとに取り替えること。
- 6 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- 7 化粧品その他のもので衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。
- 8 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。
- 9 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。
- 10 喫煙をし、又は酒気を帯びて美容の作業を行わないこと。
- 11 届出事項に変更を生じたときは変更届◆¹¹ を、美容所を廃止したときは廃止届◆¹³ を、すみやかに管轄保健センターに提出すること。
- 12 開設者から営業を譲り受けた場合、開設者(個人)が死亡し相続をした場合、開設者(法人)が合併又は分割し営業を承継した場合は、遅滞なく承継届◆¹²を管轄保健センターに提出すること。

- 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- 美容師の氏名及び美容師である旨を掲示又は名札を着用すること等により客に明示すること。
- パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当っては、医薬部外品又は化粧品として承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。
- 施設内には、みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。◆¹⁴)、猫等の動物をいれないこと。
- 施設、設備及び器具等は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、補修等の整備を行い、衛生上支障がないようにすること。
- 美容所を休止した場合は、休業届◆¹³を管轄保健センターに提出すること。

※法令上、原則として立入検査の拒否はできません。環境衛生監視員の身分を確認されたいときは監視員証を提示しますので、その場で提示を請求してください。

開
営
始
の

◆10 皮膚に接する器具の消毒方法

①カミソリ※、カミソリ以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

※頭髪のカットのみの用途に使用するカミソリを除く。

○：望ましい方法

消毒方法		器具					
		カミソリ	ふけとり・クシ	ブラシ	ハサミ	バリカン	タオル
		血液	血液	血液	血液	血液	
器具を十分に洗淨したあと	沸騰後2分間以上煮沸する	○			○	○	
	エタノール水溶液（76.9%～81.4%）に10分間以上浸す	○	○	○	○	○	
	次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.1%以上）に10分間以上浸す		○	○			○

②カミソリ以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

○：望ましい方法

消毒方法		器具					
		ふけとり・クシ	ブラシ	ハサミ	バリカン	タオル	
器具を十分に洗淨したあと	沸騰後2分間以上煮沸する			○	○		
	エタノール水溶液（76.9%～81.4%）に10分間以上浸す		○	○	○	○	
		を含ませた綿・ガーゼでふく	○	○	○	○	
	次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.01%以上）に10分間以上浸す	○	○			○	
	20分間以上85 μ w/cm ² 以上の紫外線を照射する	○		○			
	10分間以上80℃を超える湿熱に触れさせる			○	○	○	
	逆性石ケン水溶液（0.1%以上）に10分間以上浸す	○	○	○	○		
	グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（0.05%以上）に10分間以上浸す	○	○	○	○		
両性界面活性剤水溶液（0.1%以上）に10分間以上浸す	○	○	○	○			

◆11 届出事項に変更を生じたとき（変更届の提出）

【重要】

施設の構造設備を変更する場合は、美容所の基準に適合していなければなりませんので、必ず変更する前に図面等を持参して管轄保健センターに相談してください。構造設備変更の内容によっては、変更届ではなく、新たに開設届を提出しなければならない場合があります。

○届出事項に変更を生じたときは、変更届をすみやかに（当該事由が生じた日から10日以内に）管轄保健センターに提出してください。

○変更届が必要な場合の例

- ・施設の構造設備の変更
- ・美容所の名称の変更
- ・施設の所在地について、住居表示制度等が実施された場合
- ・開設者の氏名、住所（法人の場合はその名称、所在地、代表者）の変更
- ・管理美容師の設置^{p.6◆8}又は変更
- ・管理美容師の氏名、住所の変更
- ・従事者の変更（雇入・解雇、氏名、美容師の登録番号・結核等の有無の変更）

◎その他変更事項があった場合には、管轄保健センターに相談してください。

開
業
始
の

変更届提出の際に必要な書類一覧

□ 変更届

【施設の構造設備の変更の場合】

- 平面図及び機械器具等の配置図^{p.6◆6}

☞必ず変更する前に図面等を持参して管轄保健センターに相談してください。

【新たな美容師に従事させた場合】

- 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書^{p.6◆7}（おおむね3か月以内のもの）
- 美容師免許証^{p.6◆9}（原本を確認後、返却します。）

【従事している美容師について結核等の有無に変更があった場合】

- 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無又は治ゆに関する医師の診断書^{p.6◆7}

【管理美容師の設置^{p.6◆8}又は変更の場合】

- 資格を証明する書類

☞管理美容師資格認定講習会修了証書^{p.6◆9}の原本とそのコピー（モノクロ可）1枚を両方とも持参してください。原本とコピーを照合した後、原本は返却し、コピーのみ收受します。

◆12 営業の譲渡、開設者の相続、合併又は分割があったとき (承継届の提出)

○開設者の地位を承継したときは、承継届をすみやかに（当該事由が生じた日から60日以内に）管轄保健センターに提出してください。

○承継届が必要な場合

- ・開設者（法人・個人）から営業を譲り受けた場合
- ・開設者（個人）の死亡により、相続をした場合
- ・開設者（法人）の合併又は分割により、営業を承継した場合

承継届提出の際に必要な書類一覧

□ 承継届

【譲渡の場合】

□ 次の書類

(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等又は様式「事業譲渡証明書」の写し等）

(2) 届出者が外国人の場合は、住民票の写し

☞ 住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもので、かつ、個人番号が記載されていないものを添付してください。

【相続の場合】

□ 次のいずれかの書類

(1) 被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(2) 法定相続情報一覧図の写し

□ 相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書（開設者相続同意証明書）

【合併の場合】

□ 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

【分割の場合】

□ 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

○原則として、承継の前後で届出の内容が変更されることはありません。ただし、承継の届出の際に変更の届出^{◆11}を行うことは可能です。

○開設者の地位を承継した場合、新たな確認済証は交付されません。営業の証明が必要なときは、証明書（手数料300円）の発行を願い出てください。

○譲渡の場合、開設者の地位を承継した者の業務の状況について、保健センターの担当職員（環境衛生監視員）が、調査に伺います。

○譲渡の場合、譲渡人に譲渡の事実を確認させていただく場合があります。

◆13 美容所を廃止したとき、休止したとき（廃止届、休業届の提出）

○美容所を廃止したときは廃止届を、また、休止したときは休業届を、すみやかに（当該事由が生じた日から10日以内に）管轄保健センターに提出してください。

○廃止届が必要な場合の例

- ・美容所を廃止、移転した場合
- ・改築等により、従来の美容所との同一性が失われた場合

— 廃止届提出の際に必要な書類一覧 —

廃止届

※ 開設者が死亡している場合、開設者である法人がすでに解散している場合は管轄保健センターに相談してください。

— 休業届提出の際に必要な書類一覧 —

休業届

◆14 身体障害者補助犬

○身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）は目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いするため、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーを守ることができて清潔です。

○美容所など不特定かつ多数の方が利用する施設では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。ペットとは異なりますので、受け入れを拒否しないでください。ただし、作業中に補助犬使用者の足下で待機すると作業に支障が生じたり補助犬に毛髪等がついてしまいますので、どこで待機させるのがよいかは補助犬使用者に確認してください。

[身体障害者補助犬の受け入れに関する相談先]

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 電話：052-972-2587

○障害者差別解消法について

平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」といいます。）」が施行されました。この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法では、次のように定めています。

区 分	不当な差別的取扱い 障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供や入店を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること	合理的配慮の提供 障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応するなど、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
行政機関 民間事業者	禁止	行わなければなりません※

※令和 6 年 4 月から民間事業者も義務となりました。

美容所を営む方は、厚生労働省のホームページに掲載されている「障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン」をご確認いただき、同法の理念をご理解いただくとともに、日々の業務の参考にして、障害者差別のない社会を目指しましょう。

障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン

検索

[障害者差別に関する相談先]

名古屋市障害者差別相談センター 電話：052-856-8181

（名古屋市北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5 階）

出張美容

○美容所以外の場所における美容は原則として禁止されていますが、政令で定める特別の事情がある場合は、美容所以外の場所で美容ができます。

政令で定める特別の事情がある場合

1 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合

「疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者」とは、次の方をいいます。

- (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境（家族等からの援助の得やすさ・移動手段の確保のしやすさ等）に鑑み、社会通念上、美容所に来ることが困難であると認められるもの。
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、次の要件をいずれも満たすもの。
 - ア その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であると認められること。
 - イ 自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して美容所に行くことにより、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められること。
- (3) 警察の被留置者など、何らかの形で、外部から身体に強制、制限を付されて監督を受けていることにより、美容所に来ることができない者

2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合

3 港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して美容を行う場合

4 社会福祉施設に入所している者に対して美容を行う場合

「社会福祉施設に入所している者」とは、原則として、社会福祉施設に入り援護等のサービスを受けている方（生活の中心が施設）をいい、通所（日帰り）や短期入所を利用する方は該当しません。ただし、通所（日帰り）や短期入所を利用する方であっても、上記1に該当する方は対象となります。

○出張業務を行う美容師は、p. 8 のことがらのほか、次のことがらも守ってください。

内は本市指導基準

- 1 次に掲げる物を携行すること。
 - (1) 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器
 - (2) 使用済みの器具を安全に納めることができる容器
 - (3) 消毒薬及び石けん
 - (4) 外傷に対する処置に必要な救急薬品等
- 2 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。

- 出張業務を行う美容師は、美容師である旨及びその氏名を明記した名札を着用すること。
- 出張業務を行う美容師は、衛生確保の観点から美容所に所属していることが望ましい。

管轄保健センター（相談・届出窓口）

美容所に関することは、管轄保健センターの環境薬務課が担当しています。

美容所の所在地	管轄保健センター・担当部署
千種区	千種保健センター環境薬務課（営業施設指導担当） 〔千種区役所2階 千種区星が丘山手103番地（東星ふれあい広場）〕 TEL：052-753-1921 FAX：052-751-3545 E-mail：a7531906@chikusa.city.nagoya.lg.jp 
昭和区	
瑞穂区	
名東区	
中村区	中村保健センター環境薬務課（営業施設指導担当） 〔中村区役所等複合庁舎2階 中村区松原町1丁目23番地の1〕 TEL：052-433-3063 FAX：052-483-1131 E-mail：a4333063@nakamura.city.nagoya.lg.jp 
西区	
熱田区	
中川区	
中区	中保健センター環境薬務課（営業施設指導担当） 〔中区役所4階 中区栄四丁目1番8号〕 TEL：052-265-2266 FAX：052-265-2259 E-mail：a2652265@naka.city.nagoya.lg.jp 
東区	
北区	
守山区	
南区	南保健センター環境薬務課（営業薬務担当） 〔南保健センター2階 南区東又兵衛町5丁目1番地の1〕 TEL：052-614-2885 FAX：052-614-2818 E-mail：a6142884@minami.city.nagoya.lg.jp 
港区	
緑区	
天白区	

開設のしおり ー美容所ー

編集 名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課

発行年月 令和6年4月

このしおりは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。